

平成30年第6回片品村議会定例会会議録第1号

議事日程 第1号

平成30年12月7日（金曜日）午前10時00分開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 常任委員長視察報告
- 日程第 5 議案第53号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 6 議案第54号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 7 議案第55号 片品村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 8 議案第56号 片品村印鑑条例の一部を改正する条例について
- 日程第 9 諮問第 2号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第10 議案第57号 平成30年度片品村一般会計補正予算（第3号）について
- 日程第11 議案第58号 平成30年度片品村簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第12 議案第59号 平成30年度片品村介護保険特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第13 議案第60号 平成30年度片品村下水道事業等特別会計補正予算（第3号）について

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 常任委員長視察報告
- 日程第 5 議案第53号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 6 議案第54号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 7 議案第55号 片品村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

- 日程第 8 議案第 56 号 片品村印鑑条例の一部を改正する条例について
- 日程第 9 諮問第 2 号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第 10 議案第 57 号 平成 30 年度片品村一般会計補正予算（第 3 号）について
- 日程第 11 議案第 58 号 平成 30 年度片品村簡易水道事業特別会計補正予算（第 3 号）
について
- 日程第 12 議案第 59 号 平成 30 年度片品村介護保険特別会計補正予算（第 2 号）に
ついて
- 日程第 13 議案第 60 号 平成 30 年度片品村下水道事業等特別会計補正予算（第 3 号）
について
（日程第 10 から日程第 13 まで一括上程）

会議録1号用紙

片品村議会会議録		第 1 日
平成30年12月7日		
出席議員 9 名	欠席議員 名	欠員 3 名
第 1 番	千 明 勉	(出 席)
第 2 番	後 藤 眞 平	(出 席)
第 3 番	萩 原 正 信	(出 席)
第 4 番	星 野 栄 二	(出 席)
第 5 番	高 山 悦 夫	(出 席)
第 6 番		
第 7 番	星 野 精 一	(出 席)
第 8 番	千 明 道 太	(出 席)
第 9 番		
第 1 0 番	今 井 功	(出 席)
第 1 1 番		
第 1 2 番	入 澤 登 喜 夫	(出 席)

説明のために出席した者の職氏名

村	長	梅	澤	志	洋							
副	村	長	金	子	賢	司						
教	育	長	吉	野	隆	哉						
総	務	課	長	萩	原	明	富					
住	民	課	長	武	藤	秀	文					
保	健	福	祉	課	長	原	澤	博	美			
農	林	建	設	課	長	星	野	重	吉			
むらづくり	観	光	課	長	桑	原	信	一				
教	育	委	員	会	事	務	局	長	星	野	勝	彦
給	食	セ	ン	タ	ー	所	長	鈴	木	幸	光	
会	計	管	理	者	萩	原	睦	久				

事務局職員出席者

事	務	局	長	山	崎	康	広
係	長	金	子	小	百	合	

議長（星野栄二君） ただいまから、平成30年第6回片品村議会定例会を開会します。
本日の会議を開きます。

午前10時06分 開会

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（星野栄二君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、5番 高山悦夫君及び7番 星野精一君を指名します。

日程第2 会期の決定

議長（星野栄二君） 日程第2、会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から12月14日までの8日間にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（星野栄二君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から12月14日までの8日間に決定しました。

日程第3 諸般の報告

議長（星野栄二君） 日程第3、諸般の報告を行います。

まず初めに、閉会中、去る10月31日に星野逸雄議員から一身上の都合により議員の辞職願が提出され、地方自治法第126条の規定により、議長において同日これを許可しましたので、ご報告いたします。

なお、これによる議席番号の9番は空席とし、議席の変更は行いませんので、ご了承願います。

次に、本日までに受理した陳情は、会議規則第91条及び第92条並びに第95条の規定により、お手元に配付の陳情文書表のとおり所管の常任委員会に付託しました。

次に、議員派遣の件を報告します。

会議規則第129条第1項のただし書きの規定により、議長において別紙のとおり議員を派遣しましたので、ご報告いたします。また、議員派遣書のとおりご報告します。

これで諸般の報告を終わります。

日程第4 常任委員長視察報告

議長（星野栄二君） 日程第4、常任委員長視察報告の件を議題とします。

本件について、総務文教常任委員長の報告を求めます。

総務文教常任委員長 星野精一君。

（総務文教常任委員長 星野精一君登壇）

総務文教常任委員長（星野精一君） はい。

今期定例会までに本委員会が行った行政視察について、次のとおり報告いたします。

視察の期間は、平成30年11月14日から16日までの3日間です。

視察の場所は、沖縄県石垣市です。

視察の目的は、日本最南端の地、石垣市の移住定住に対する取組や学校給食の地場産食材の活用、また台風などの自然災害に対する事前対策、危機管理などを視察し、片品村の今後の行政施策、災害に対する危機管理等の参考とするためです。

視察の概要ですが、石垣島は北緯24度、東経124度で、東京から1,952キロメートル、那覇から411キロメートル、台湾から277キロメートル、年平均気温が24.9度の亜熱帯海洋性気候の島であり、日本最南端、最西端に位置する市でもあります。

人口は、2017年で4万9,380人おり、毎年約100人ほどの自然増がありますが、試算では2025年から2030年を境に人口減少に転じるとされています。

主な産業は、農業、水産業、畜産業、観光産業であり、石垣牛、パイナップルなどの特産、名産品を持ち、毎年約130万人ほどの観光客が訪れる島です。

視察の結果ですが、南の島へなぜ若者が移り住むのかについては、2003年ごろから移住ブームが始まり、現在でも都内や本州で催される移住者相談フェアなどでは一番人気だとのことでした。

これを分析すると、本土の競争社会に見切りをつけ、南国に憧れを持った若者と退職した団塊世代が老後を送るために移住してきたケースの2つの層が多いとのことでした。そして、そのために行政が行っていることですが、石垣市移住定住支援計画が平成29年度から5か年計画で始まっています。具体的には、移住者への効果的な情報発信、移住者と地域をつなぐネットワークの構築、移住者のその後の仕事、住まいの支援、専門性を有する人材の移住定住支援の4つです。

移住者への効果的な情報発信については、移住の入り口であり、フェアなどの人気ぶりからも目的は果たされているでしょう。移住者と地域をつなぐネットワークの構築は、移住コンシェルジュの養成、移住者支援組織の設置などにあるようですが、これは計画が初期段階にあり、結果はまだ先になると思います。

移住者のその後の仕事、住まいの支援ですが、現在賃貸住宅は入居率が99.8%と空きはほぼなく、加えて家賃が高止まりしている状況であり、空き家があっても貸しながらないのが現状とのことでした。空き家バンクも計画に入っていますが、機能していないのが

現状ではないでしょうか。また、移住者向け住宅の建設などは計画されてないそうです。

専門性を有する人材の移住、定住支援の対策では、保育士、臨床心理士への渡航費補助などが計画されていますが、これも始まったばかりでまだ実がついていないと思われます。市の担当の方々とやりとりした中で実感したことは、移住者対策はそれほど切迫感が感じられなかったということです。

恐らく、これには2つの要素があり、1つ目は移住から定住へのステップアップは難しいテーマであり、定住率はおよそ30%、この定住率をどう評価するかはそれぞれでしょうが、私は健闘していると考えます。人間関係をほぼリセットされ、目立った産業もなく、地理的にはむしろ台湾に近い南の島への移住者の3人に1人が残ってくれるのは、評価すべきだと思います。

2つ目ですが、石垣市はUターン率が60%と高いことです。生まれ育った場所に戻ってくる人が多いということは、行政などの将来設計に大きな柱となります。このUターン層がこの先しばらくは続く人口増の柱であり、特殊出生率は2.2人で日本の自治体で8番目になります。ちなみに片品村では平成29年度で1.22人であり、2.07人が人口を維持できる数値であります。

次に、学校給食における地場産食材の活用状況ですが、受配校は小学校13校、中学校5校で食数5,300食を業務委託で行っており、調理員は28名、地場産食材の活用はほとんどできていない状況と説明を受けました。その理由として、調理時間が3時間しかなく、加えて食数が多いので効率的にならざるを得ず、また、地元食材を安定供給できる状況が困難であるとのことでした。育ち盛りの子供たちへの食育、体育的観点からも給食は非常に大切なものですが、理想に近づくのは難しいと感じました。

最後に、台風などの自然災害に対しての事前対策と危機管理をどのように行われているかですが、台風の通り道である石垣市は、対策がかなり高い水準で実行されていると思えます。その基本は、自助、共助、公助。瞬間最大風速が71メートルを記録される石垣市は家の造りがそもそも違っていました。自らを守るという自助の精神が暮らしの中に組み込まれているのではないのでしょうか。

島内には自主防災組織が45あり、避難所の管理を消防団が行っています。また、消防署と行政の人事交流があり、これが危機管理などをスムーズにさせていると思えます。自助、共助、公助のローテーションは円滑に行われているとの認識を持ちました。

結びに、今回の視察から私たちは何を学び、実行すべきでしょうか。高いUターン率を支える要因の1つに、郷土愛を育む教育が行われていることは大きいと考えます。私たちの村も義務教育の中に、これから村が生き残り活力を維持するために、戦略的に郷土愛を育む教育を組み込むべきではないのでしょうか。人間を鍛え、磨くためにも、1度は都会に出ても、いずれは戻ってくるような人づくりがこれからのテーマです。インターネットなどの発達で田舎の不利さを補います。生まれ育った片品こそが人生を豊かに送れる場所なのだとは自覚できる教育をこれからより一層行うべきです。

給食の説明を受けて気になったのは、和食ほど食べ残しが多いことです。かつての沖縄

は世界に誇る長寿県でしたが、アメリカの占領下で国内でいち早くアメリカ化が始まり、現在、沖縄の男性の平均寿命は36位まで下がっています。社会保障費の右肩上がりの日本では、健康寿命を長くすることが人生の質を高め、国益に貢献するという認識のもと、私たちは食の日本回帰をする時代に入ったのです。人間の健康を左右する大きな要素はやはり食であり、それも各民族が長い歴史の中から生み出した民族食が大切なのです。そのような視点から食育を行っていくことを教育の基本とすべきでしょう。

今回の視察を糧とし、これからの村づくりに力を注いでいくことをお誓いいたします。
以上で総務文教常任委員会の行政視察報告を終わります。

議長（星野栄二君） これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑は、ありませんか。

（「進行」と呼ぶ者あり）

議長（星野栄二君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

次に、観光産業常任委員長の報告を求めます。

観光産業常任委員長 入澤登喜夫君。

（観光産業常任委員長 入澤登喜夫君登壇）

観光産業常任委員長（入澤登喜夫君） はい、12番。

今期定例会までに本委員会が行った行政視察について、次のとおり報告いたします。

視察の期日は、平成30年11月5日から7日までの3日間です。

視察の場所は、京都府宮津市です。

視察の目的は、特別名勝天橋立を有する宮津市の変化する観光環境の中で、観光まちづくりの推進、インバウンドの状況等の視察により、本村の観光と農業及び産業振興に役立てるためです。

視察の概要ですが、宮津市は京都府の北西部に位置し、日本海を望み、南部と北部が日本三景で知られる特別名勝天橋立の砂嘴によって連なる特異な地形を有しています。また、天橋立を初めとする海岸線や大江山、世谷高原など貴重な自然資源が丹後天橋立大江山国定公園に指定されています。日本海特有の気候に類し、年間降水量は比較的多く、冬季には日本海特有のうらにしと称される時雨が続き、多くの雨や積雪が見られます。

江戸期には、北前船の西回り航路の寄港地として栄え、人口約1万8,000人、面積172.74平方キロメートルで、米の食味ランキング特Aを獲得しているコシヒカリを主体として、花卉などの地域特産品、定置網漁業を中心とした漁業が営まれています。また、15年前から天橋立ワイナリーによるワインづくりが始められており、日帰り客が約80%を占めるが、外国人観光客3万5,000人を含む年間約300万人の観光客が訪れています。

視察の結果ですが、宮津市は総合戦略の平成31年度の基本目標で、観光交流人口30万人を掲げ、平成29年でこの目的を達成し、あわせて着地型旅行商品の造成により滞在時間延長から宿泊へ6次産業化等で観光消費額の拡大等を目標に掲げ、観光を基軸とした産業振興により自立循環型経済社会構造への転換、観光革命の推進を進め、エコツーリズム等と天橋立プラスワンの展開によるリピート率の向上を目指しています。

町並み重要文化的景観等地域資源を生かした町づくりと観光コースの開発、天橋立の世界遺産登録推進などの日本の顔となる観光地づくり、商品づくりの推進、特産品開発の支援など外貨を稼ぐブランド、made in 宮津づくりを推進しています。海外旅行者受け入れ基盤整備、京都市内から外国人送迎バスの導入、スポーツ観光の導入など誘客促進と外国人観光客の受け入れ体制整備を行う観光革命の推進を進めています。

その推進体制として、観光協会、観光関連事業者などの観光プラットフォーム、宮津市観光推進会議、商工会議、農林水産業団体などの農商工観連携会議、各種まちづくり団体・協議会が連携、協力して進めていくこととしています。

また、国際競争力の高い観光地域を形成し、天橋立だけではなく、海の京都観光圏として宮津市を含む京都府北部7市町で観光圏を形成し、観光庁認定の観光圏整備実施計画認定地域として、全国13地域認定の1地域として観光消費額の拡大とともに、海の京都観光圏の中心として日本の顔となる観光地を目指し、外国人観光客宿泊数を平成29年の3.5万人から5万人までの増加を目標としてオプションルツアーの開催、丹後きものまつり等のイベント開催、丹後ちりめん回廊、北前船寄港地船主集落の日本遺産認定などの施策を行っています。

あわせて、観光を基軸とした産業振興には、官民が連携し取組仕組みづくりが必要であり、地産地消、6次産業化、名物、土産品開発など農、商、工、観、学官連携による産業活性化を行政は黒子となり、民間、住民にやる気をおこさせるように進めています。しかしながら、観光はなかなか前に進まず、無理をせず、息の長い取組を進めていくことが重要であると考えているとのこと。

日本三景天橋立を有し、それにプラスワンの展開を積極的に進めている状況は、片品村でも目指すべき1つの方向であると思われます。尾瀬を核として潜在する農産物、観光地の開発、商品化をさらに進めること、また、インバウンドの推進等の必要を感じてきました。

以上、観光産業常任委員会の行政視察報告とします。

議長（星野栄二君） これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑は、ありませんか。

（「進行」と呼ぶ者あり）

議長（星野栄二君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これで各常任委員長の報告を終わります。

日程第5 議案第53号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について

議長（星野栄二君） 日程第5、議案第53号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

村長 梅澤志洋君。

（村長 梅澤志洋君登壇）

村長（梅澤志洋君） はい、村長。

議案第53号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正する条例について提案の説明を申し上げます。

今回の改正は、人事院の勧告を踏まえて、村議会議員の期末手当の支給率を改定するため条例の一部改正をお願いするものでございます。

第1条は、平成30年12月の期末手当の支給率を100分の227.5から100分の232.5に改めるものでございます。

第2条は、平成31年4月1日以降の期末手当について、6月の支給率を100分の212.5から100分の222.5に、12月の支給率を100分の232.5から100分の222.5に改めるものでございます。

附則につきましては、施行期日を定めるもので、この条例は公布の日から施行し、第2条の規定は平成31年4月1日から施行するというものでございます。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長（星野栄二君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑は、ありませんか。

（「進行」と呼ぶ者あり）

議長（星野栄二君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（星野栄二君） 次に、原案に賛成者の討論の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（星野栄二君） これで討論を終わります。

これから、議案第53号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（星野栄二君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第53号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第54号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について

議長（星野栄二君） 日程第6、議案第54号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

村長 梅澤志洋君。

（村長 梅澤志洋君登壇）

村長（梅澤志洋君） はい、村長。

議案第54号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について提案の説明を申し上げます。

今回の改正は、人事院の勧告を踏まえて、特別職の職員で常勤の者の期末手当の支給率を改正するため、条例の一部改正をお願いするものでございます。

第1条は、平成30年12月の期末手当の支給率を100分の227.5から100分の232.5に改めるものでございます。

第2条は、平成31年4月1日以降の期末手当について、6月の支給率を100分の212.5から100分の222.5に、12月の支給率を100分の232.5から100分の222.5に改めるものでございます。

附則につきましては、施行期日を定めるもので、この条例は公布の日から施行し、第2条の規定は平成31年4月1日から施行するというものでございます。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長（星野栄二君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑は、ありませんか。

(「進行」と呼ぶ者あり)

議長(星野栄二君) 質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(星野栄二君) 次に、原案に賛成者の討論の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(星野栄二君) これで討論を終わります。

これから、議案第54号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(星野栄二君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第54号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第55号 片品村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

議長(星野栄二君) 日程第7、議案第55号 片品村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

村長 梅澤志洋君。

(村長 梅澤志洋君登壇)

村長(梅澤志洋君) 村長。

議案第55号 片品村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について提案の説明を申し上げます。

今回の改正は、人事院勧告等に基づき、職員の俸給表等の改定をするため、関係する条例の一部改正をお願いするものでございます。

なお、詳細につきましては担当課長に説明させますので、ご審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

議長（星野栄二君） なお、詳細な説明を求めます。

総務課長 萩原明富君。

総務課長（萩原明富君） はい、総務課長。

（詳細説明）

議長（星野栄二君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑は、ありませんか。

（「進行」と呼ぶ者あり）

議長（星野栄二君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（星野栄二君） 次に、原案に賛成者の討論の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（星野栄二君） これで討論を終わります。

これから、議案第55号 片品村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（星野栄二君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第55号 片品村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第56号 片品村印鑑条例の一部を改正する条例について

議長（星野栄二君） 日程第8、議案第56号 片品村印鑑条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

村長 梅澤志洋君。

(村長 梅澤志洋君登壇)

村長(梅澤志洋君) 村長。

議案第56号 片品村印鑑条例の一部を改正する条例について提案の説明を申し上げます。

今回の改正は、近年、片品村においても就労や婚姻により外国人住民の転入者が増えています。その人たちがアパートの契約や自動車の購入などの際、必要になる印鑑登録証明書について、外国人住民の方でも比較的容易に印鑑の登録ができるよう、条例の一部改正をお願いするものでございます。

なお、詳細につきましては担当課長に説明させますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長(星野栄二君) なお、詳細な説明を求めます。

住民課長 武藤秀文君。

住民課長(武藤秀文君) はい、住民課長。

(詳細説明)

議長(星野栄二君) 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑は、ありませんか。

(「進行」と呼ぶ者あり)

議長(星野栄二君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(星野栄二君) 次に、原案に賛成者の討論の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(星野栄二君) これで討論を終わります。

これから、議案第56号 片品村印鑑条例の一部を改正する条例についてを採決します。
お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長（星野栄二君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第56号 片品村印鑑条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第9 諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦について

議長（星野栄二君） 日程第9、諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

村長 梅澤志洋君。

（村長 梅澤志洋君登壇）

村長（梅澤志洋君） 村長。

諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦について、提案の説明を申し上げます。

現委員であります千明ふさ子氏の任期が平成31年3月31日で満了となるため、引き続き千明ふさ子氏を候補者として推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものでございます。

なお、推薦に当たりましては、75歳未満であること、人格、識見等が推薦基準に適合しておりますので、ご審議の上ご承認をいただけますよう、よろしくお願い申し上げます。

議長（星野栄二君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑は、ありませんか。

（「進行」と呼ぶ者あり）

議長（星野栄二君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（星野栄二君） 次に、原案に賛成者の討論の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（星野栄二君） これで討論を終わります。

これから、諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり答申することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(星野栄二君) 異議なしと認めます。

したがって、諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦については、原案のとおり答申することに決定しました。

-
- 日程第10 議案第57号 平成30年度片品村一般会計補正予算(第3号)について
日程第11 議案第58号 平成30年度片品村簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)について
日程第12 議案第59号 平成30年度片品村介護保険特別会計補正予算(第2号)について
日程第13 議案第60号 平成30年度片品村下水道事業等特別会計補正予算(第3号)について

議長(星野栄二君) 日程第10、議案第57号 平成30年度片品村一般会計補正予算(第3号)についてから日程第13、議案第60号 平成30年度片品村下水道事業等特別会計補正予算(第3号)についてまでの以上4件を一括議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

村長 梅澤志洋君。

(村長 梅澤志洋君登壇)

村長(梅澤志洋君) 村長。

議案第57号 平成30年度片品村一般会計補正予算(第3号)について提案の説明を申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,004万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ41億9,827万4,000円にお願いするものでございます。

歳入の主なものにつきましては、小規模農村整備事業の追加に伴う県補助金及び普通交付税計上額の増額であります。

歳出の主なものにつきましては、小規模土地改良事業、体育施設管理事業、給与改定に伴う人件費等の増額であります。

なお、詳細につきましては担当課長に説明させますので、ご審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

議案第58号 平成30年度片品村簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)について提案の説明を申し上げます。

給与改定等による職員人件費の変更及び老朽管布設替えのため、歳入歳出予算のうち総務費44万9,000円の減額、施設費44万9,000円の増額をお願いするものでござ

ございます。

既定の予算総額に増減がないため、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ9,408万6,000円であります。

なお、詳細の説明につきましては担当課長に説明させますので、ご審議のほどをよろしくお願い申し上げます。

議案第59号 平成30年度片品村介護保険特別会計補正予算(第2号)について提案の説明を申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億1,580万8,000円にお願いするものでございます。

歳入の主なものにつきましては、国庫支出金の増額であります。

歳出の主なものにつきましては、諸支出金の増額であります。

なお、詳細につきましては担当課長に説明させますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議案第60号 平成30年度片品村下水道事業等特別会計補正予算(第3号)について提案の説明を申し上げます。

給与改定等による職員人件費の変更及び委託料の額の確定のため、歳出予算のうち総務費8万9,000円の増額、施設費8万9,000円の減額をお願いするものでございます。

既定の予算総額に増減がないため、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ9,774万7,000円であります。

なお、詳細につきましては担当課長に説明させますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長(星野栄二君) 議案第57号から議案第60号までの質疑以降については、後日の本会議において審議します。

議長(星野栄二君) 以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

午前10時46分 散会